

第10回 壬生町農業委員会総会議事録

令和3年4月20日（火）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和3年4月20日（火）午前10時00分から午前11時00分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 9人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
感染対策のため、当面の間推進委員の出席は見合わせる。
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第5 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第7 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他 (令和4年度農林関係税制改正要望の提出について)
(事務連絡)
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子、農地調整係長 宇賀神 尚、主幹兼庶務係長 岡 洋子
主任 齋藤純一

7. 会議の概要

令和3年4月20日（火）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第10回壬生町農業委員会総会を開催いたします。ただ今の出席委員は9名で、琴寄委員から欠席の報告を受けております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 みなさん改めましておはようございます。お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。1名欠席で、高橋委員さんは遅れてくるということで、ご了解をいただきたいと思います。外を見ますと新緑で花も咲き初めまして大変きれいな時期かなと思います。田んぼを見ますと畝刈が終わりまして水はやりが始まるということで、5月に向けまして田植え等々が始まるわけですが、健康に留意しながら作業を行ってほしいと思います。
そして毎日、新聞等々で騒いでおりますけれど、那須塩原市で豚熱が2軒の養豚農場で、37,000頭という被害が発生しております。まだ2割程度しか処分ができていないそうです。県職員も大変だと思っておりますが、2軒で収まってくればなと思います。
今日から新しく田中局長、そして農地調整係に主任の齋藤さんが加わりまして新たなメンバーで4月を迎えました。このメンバーで壬生町の農業委員会、壬生町の農業を支えていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力いただいて益々の発展をしていきたいと思っております。
今日はみなさんお忙しいと思っておりますので、スムーズに総会を進めていきたいと思っておりますのでご協力いただきますようお願いいたします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、8番 清水利通 委員、9番 早乙女誠 委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の 岡 主幹と宇賀神係長を指名いたします。

○議長　それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いいたします。

●局長　記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

- ・3月19日（金）町新庁舎建設室による新庁舎建設の進捗状況等の説明会が行われ、農業委員からは、梁島源智会長、篠原正明職務代理、刀川正己委員、大橋好一委員、高橋敏男委員、大関孝男委員、琴寄成人委員、清水利通委員、早乙女誠委員、農地利用最適化推進委員からは、癸生川悦亮推進委員、星川旭推進委員、戸崎浅一推進委員、鈴木進吉推進委員、賀長紀好推進委員、青木幸一推進委員、鈴木良一推進委員、中川義人推進委員、刀川利夫推進委員、川嶋敏雄推進委員、事務局より大垣仁美前事務局長、岡洋子局長補佐、宇賀神尚係長が参加しました。
- ・3月26日（金）県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザにおいて開催され、宇賀神尚係長が出席しました。
- ・4月15日（木）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が第3会議室及び現地において開催され、篠原正明職務代理、高橋宏治農業委員、琴寄成人農業委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席しました。

○議長　ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長　特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長　それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より事案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局　議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案書2ページの議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。4/5（月）締切りの時点で、6件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (下表町) 自作地 15畝

譲受人 _____ (下表町) 自作地 16.1畝 借受地 2.0畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 1096㎡

壬生町大字 _____ 田 416㎡

合計 1512㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第2項

譲渡人 _____ (星の宮) 自作地 8.6畝

譲受人 _____ (星の宮) 自作地 6.4畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 2743㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働1人

第3項

譲渡人 _____ (安塚南部) 自作地 5.3畝

譲受人 _____ (上長田) 自作地 3.07畝 借受地 1.38畝

貸付地 3畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 1043㎡

壬生町大字 _____ 畑 767㎡

合計 1810㎡

贈与による所有権移転 稼働3人

第4項

譲渡人 _____ (あけぼの) 自作地 1.4畝

譲受人 _____ (上町) 自作地 7.4畝 貸付地 4.0畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 641㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第5項

譲渡人 _____ (下野市) 自作地 10.4畝 借受地 7.5畝

譲受人 _____ (下野市) 自作地 10.4畝 借受地 7.5畝

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 3798㎡
贈与による所有権移転 持ち分 1/2 稼働 2人

第6項

賃貸人 _____ (旭町) 自作地 135㎡ 貸付地 33㎡
賃借人 _____ (旭町) 自作地 49㎡

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 7530㎡
壬生町大字 _____ 田 4309㎡
合計 11839㎡

10年間の賃借権の設定 年間 _____ 円 稼働 3人

以上、第1項から第6項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

農地法3条規定1項案件について説明いたします。

現地確認は4月11日(日)午後3時より、私と農業委員の刀川正己委員、地区推進委員の星川 旭委員、譲受人 _____ 氏の立会いのもと現地を確認してまいりました。現地は地図にある通り東武鉄道の陸橋南西100m位の位置にあり、現地は _____ さんが以前耕作していた農地であります。チェックシートに基づき調査しましたところすべての項目において問題を生じないことを報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件につきまして質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようなので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に2項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をおねがいたします。

- 議長 2番 大橋 好一 委員

- 2番 大橋 好一 委員(2項の現地調査の結果並びに補足説明)

それでは第2項案件について説明いたします。

去る4月11日(日)譲渡人の_____さんの立会いのもと、高橋敏男委員、戸崎浅一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行いました。周辺地域等との関係につきましてなんら問題はないと思います。またこの土地につきましては、譲受人は隣の方、また土地も隣の方の耕作地と隣接していますので最適かなと思いますのでよろしくご検討お願いします。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について審議に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり可決しました。

- 議長 次に、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

それでは3項の件について説明いたします。4月15日（木）高橋宏治委員が現地調査委員会をした後、私と、高橋委員と地区推進委員の中川義人推進委員とともに現地を確認してまいりました。現地は前から同じところで_____さんが耕作していたところです。チェックシートに基づいて調査したところ問題がなかったことを報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

琴寄委員が欠席ですので、私の方で説明させていただきます。この案件につきましては去る4月18日（日）、譲受人の_____さんの立会いのもと、琴寄成人農業委員、賀長紀好農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行いました。いずれも問題を生じる恐れはなく要件を満たしておりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員(5項の現地調査の結果並びに補足説明)

5項案件について説明いたします。3項案件でもあったとおり、4月15日(木)私と高橋宏治農業委員、中川義人推進委員とともに現地を確認してきました。譲渡人と譲受人は親子関係にあります。現実的には譲渡人が引き続き耕作するというを確認してまいりました。ですので問題もなく、よろしく審議くださるようお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5号案件について審議に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第6項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員 (6項の現地調査の結果並びに補足説明)

それでは6項案件につきまして説明いたします。4月11日(日)に賃借人であります_____さん立会いのもと、高橋敏男農業委員、戸崎浅一推進委員とともに現地調査を行いました。土地的にはまったく問題のない所でありますので、報告いたします。また、賃借人につきましては、去年、新規就農ということで認定を受けた方でありまして、この土地をお借りして苺を栽培するということです。

ゆくゆくはこの土地を全部使って、苗の仕立てから全てやるような予定で話は聞いておりますので、よろしくお願ひします

○議長 ありがとうございます。それでは第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のあるかたは挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案書4ページ、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。4月5日(月)の締切りの時点で5件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (小山市)

譲受人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 309㎡

自己用住宅敷地を目的とした売買による所有権移転

第2項

貸人 _____ (上長田)

_____ (千葉県)

_____ (日光市)

_____ (幸町二丁目)

借人 _____ (上長田)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 92㎡

自己用住宅敷地拡張を目的とした、使用貸借権の設定

第3項

貸人 _____ (上田)

借人 _____ (上田)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 169㎡

自己用住宅敷地を目的とした20年間の使用貸借権の設定

第4項

賃貸人 _____ (国谷中央)

賃借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 2813㎡

壬生町大字 _____ 畑 1923㎡

壬生町大字 _____ 畑 743.37㎡

合計 5479.37㎡

園芸用土採取を目的とした1年間の賃借権の設定

第5項

賃貸人_____ (下野市)

賃借人_____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字_____ 畑 4286.33㎡

園芸用土採取を目的とした1年間の賃借権の設定

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る4月15日(木)の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 5番 篠原正明 委員 から、現地調査の結果報告をお願いします。

● 5番 篠原正明 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、4月15日(木)、私と 高橋 宏治 委員、琴寄 成人 委員、田中 貴子 事務局長、宇賀神 尚 係長、齋藤 純一 主任の6名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、県道宇都宮栃木線の_____ から北西 約100mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は下野市のアパートで生活していますが、生まれ育った_____ 地内に居を構えたいと考えており、申請地は、県道に近く市街地へのアクセスや通勤が容易で、近辺に住宅や小学校があることから、最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道で処理する予定で、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金約_____

万円は、金融機関からの融資で対応するため、住宅ローン承認通知が添付されております。また、開発許可については栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員
この譲渡人と譲受人の関係はどのような関係ですか。

○議長 事務局説明をお願いします。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

ただいま刀川委員から質問のありました件で、譲渡人と譲受人の関係は、特段、親戚とか知合いとかではなく、売りに出されていた土地を、譲受人である___さんが購入するものとなります。___さんは、現在下野市に住んでいるのですが、もともと生まれは___で、15年以上___の市街化調整区域に居住しており、開発許可を満たしているということでの申請になります。

○議長 他にございますか。

（質問意見なし）

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原正明 委員（2項案件について報告）

第2項案件について報告します。

申請地は、_____から北東に約400mに位置する農地で、第1種農地に

該当します。事業計画によりますと、申請者は現在、申請地北側に居住しておりますが、将来両親を迎えるにあたり、現在の住居が手狭になるため増築を計画したとのこと。現在の住居を増築することになるので、申請地以外に適正地はないこととなります。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は町下水道に接続、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金約_____万円については、自己資金と金融機関からの融資で対応するため、残高証明と住宅ローン承認通知が添付されております。また、開発許可については栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、一般住宅の500㎡を超えない増築であり、立地条件、一般基準による事業の実施可能性に問題はないと思われ、調査委員会としましては許可はやむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 2番 大橋 好一委員

●2番 大橋 好一 委員

貸人が4名いるということは、4名の方がその土地を持っているということですよ。それと、案内図に載っている申請地が92㎡ということですか。案内図の___と記載してある下の申請地が92㎡ということですか。その申請地を4人の方で持っているということですか。

○議長 事務局説明願います。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

譲渡人が4人いるという件ですが、土地の名義人が亡くなっており、相続がまだ済んでいないということで、相続権がある人を洗い出してもらったところ4人が該当し、全員が申請人となっております。今回申請する土地については、案内図にある逆L字型の土地で、ここだけでなく隣の細長い土地もありますが、そちらは農地ではなく、雑種地になります。この申請地だけ登記が畑として残ってしまっていたものですから、それで今回農地法の許可申請に至ったということです。

●2番 大橋 好一 委員

実際、本人が借りるのは、この申請は農地だけであって、実際どこらまで借り

るんですか。現在の土地のすぐ前くらいまでですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

案内図の___さんと記載してあるところの下におとしたあたり一帯を敷地として利用されるようです。

●2番 大橋 好一 委員

言いたいのは、農地法だからこの申請で仕方ないけど、実際これを普通に借りるとしたらおかしい借り方だよ。農地だけの問題なので、実際、この案内図の下の部分も借りるとなったら、全体の面積の中の農地分はこれだよって、説明してもらわないと、この申請地だけ借りてこれだけでどうするのって感じだよ。駐車場くらいにしかならないと思うんですよ。だからもう少しわかりやすく説明してもらうには、この案内図の下の右の部分も実際借りて、農地ではないので申請はこの左の部分ですという具合に話をもっていってもらってもう少し分かりやすいかな。右側が農地か農地じゃないかっていうのは分からないわけですよ。

将来的に、相続がまだ済んでいないようだが、相続された誰かが、永久に使用貸借となっていますが最終的に誰がとか意向はないんですか。使用貸借は無料で借りることがから、ただで借りるけど税金はだれが払うんだってことになる。

永住するのなら最終的には所有権を移転するのがいいと思うのですが。使用貸借は永久でしょ。今の段階では住むためには永久という条件を付けておかないといつ返せって言われるか分からない。

○議長 説明の仕方をもっとわかりやすくということですね。
他にございますか。

（質問意見なし）

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可申請書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願い

いたします。

●5番 篠原 正明 委員(3項案件について報告)

第3項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約700mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画によると、申請人は現在申請地北側で生活しておりますが、子どもの成長に伴い現住居が手狭になっており、老朽化していることから建て替えをすることとなりました。通勤、通学の面からも申請地が最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は農業集落排水により処理、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。事業資金約_____万円については、自己資金と金融機関からの借入で対応するため、住宅ローン承認通知が添付されております。自己資金分については前金として支払い済みであるため、領収書が添付されています。また開発許可については栃木土木事務所との協議が済みしております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される一般住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局の説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定しました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて 第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●5番 篠原 正明 委員(4項案件について報告)

第4項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東に約150mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、宅地から3m、道路から2m、農地から1mの保安距離を確保し、周囲には防護ネットを施します、最大4mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の_____に出荷する予定で、埋戻しの用土は栃木市の_____から調達予定であります。

なお、転用実績については、前回地は農地への復元が完了している状況です。

隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類も添付されており、事業資金約_____万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地で、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 8番 清水 利通 委員

●8番 清水 利通 委員

確認したいのですが、今年度から保安距離、保安角度、掘削の深さとかを厳重に指導したということですが、従来の指導の仕方と同じような形でしたのか、それとも念をおしたのか、それを確認いたします。

●5番 篠原 正明 委員

表現上は従来とおなじです。また現地調査終わった後、東原地区を1か所見たんですが、現地調査終わった後抜き打ちで、作業中のところをどこか1か所見てくるのもいいかと思えます。

○議長 受付の時にそういった指導はしていますか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

守らない場合については、今後の許可にも影響するというのを、話をして指導をしています。

○議長 今後、現地調査の時に、抜き打ちで回って指導するしかない。受付の時にきちっと指導していただいて、我々も厳重にやらないと。

●8番 清水 利通 委員

今年度からその辺を徹底してやるということだから、工事をする方は厳守すると。現実的には全然守られていないという実態を踏まえて、今後はその辺厳しく指導すべきだということで、確認させていただきました。

○議長 他にありませんか。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、4月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いします。

●5番 篠原 正明 委員(5項案件について報告)

第5項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約700mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、宅地から3m、道路から2m、農地から1mの保安距離を確保し、周辺には防護柵を施します。最大1.5mを掘削し、保安角度も45度取るようになっております。採取した園芸用土は鹿沼市にある_____、_____、_____等に出荷する予定で、埋戻しの用土は_____から調達する予定です。

なお、転用実績については、前回地は農地への復元が完了している状況です。隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類も添

付されており、事業資金約_____万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当します。現地調査において、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、4月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付します。

-
- 議長 次に、日程第4の議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

なお、本案件には、利用権設定の(新規・使用貸借権)に、_____委員と_____委員の親族が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますが、_____委員は本日欠席ですので、_____委員は、当該事案の議事にあたり退席することとなります。それでは改めまして、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 記載のとおり説明(宇賀神農地調整係長)

それでは議案書5ページからの議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件

について、利用権設定各筆明細に従いまして説明いたします。

議案書6～9ページのとおり、18件、47筆、面積合計が63,636㎡となっております。

最初に利用権の新規、賃借権分について

次に利用権の新規、使用賃借権分について

議案書10、11ページのとおり、8件、30筆、面積合計が23,555㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について

議案書12ページのとおり、3件、8筆、面積合計が3,863㎡となっております。

次に利用権の再設定、使用賃借権分について

議案書13ページのとおり、1件、5筆、面積合計が10,113㎡となっております。

最後、所有権移転について

議案書14ページのとおり、1件、9筆、面積合計が3,914㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

参考に聞きたいんですけど、14ページ農業振興公社との所有権移転の件なんですけど、約__反歩で__万円、約__万円として、10万～25万円の計算になりますがこの辺の相場は、農業公社で買い入れるのがこの金額ということは、これが相場なのですか。妥当な金額なのですか。

○議長 事務局お願いします。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

農業公社を通じての売買は、基本的には1反歩30万円という基準があります。ただし、売主と買主の話し合いの中で出た金額が、相場と大きく離れていない場合や、それなりの理由があれば1反歩30万円でなくても公社で取り扱ってくれる場合があります。今回の件については、話し合いの中で1反歩約25万円ということで話が進んだものです。

●2番 大橋 好一 委員
ここは土地改良区内ではないんですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

土地改良区内ではないです。形的にかなり入り組んでいます。

○議長 他にございますか。
1番 刀川正己 委員

●1番 刀川 正己 委員
いまの関連で、農業振興公社が入る場合は、青地っていうか農振区域でなくても大丈夫なんですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

原則青地、農振農用地であることが取り扱いの条件になっています。ただ青地の中で、一部だけ白地になっていて、一体として使っているような場合には取り扱ってもらえる場合もあります。それはあくまでも公社に確認を取って、了承してもらえれば、白地でも取り扱ってもらえる場合もあります。統一的に白地でも大丈夫という取り扱いではないようです。

●1番 刀川 正己 委員
原則白地は対象外ですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

対象外です。

○議長 他にございますか。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、_____委員に退席をお願いします。

(_____委員 退席)

○議長 先ほど事務局から説明のありました、農用地利用集積計画の件の内、_____委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようなので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。
_____委員は席にお戻りください。

(_____委員 着席)

○議長 次に、日程第5 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告いたします。報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の15ページに1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員（第1項案件について報告）

非農地証明願いの件について、第1項、3月10日、行政書士の___さんの立会いのもと、川嶋敏雄推進委員と私と、願出人の___さんが立会いまして、現地調査をしてきました。_____については、昭和50年頃から山林化しており非農地化している現状を確認いたしました。以上報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に日程第6 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告いたします。報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の16～20ページの16件がございました。内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権移転に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第7 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告いたします。報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の21ページに4件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員

1項、2項の譲渡人、_____さんと、譲受人、_____さんの間柄は。

○議長 事務局わかりますか。

●事務局説明 (宇賀神農地調整係長)

親か妻だと思うのですが。

●9番 早乙女 誠 委員

親は亡くなっている。親は_____という名前だったような。_____に住んでいた。ちょっと気になっただけだから。

○議長 他にございますか。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局説明(岡主幹)

- ・令和4年度の農林関係税制改正要望の提出について
締め切り 5月14日(金)
 - ・令和3年1月19日依頼 依頼主：_____氏 (至宝一丁目)
借受希望農地：_____地内の畑1ha程度の農地
※清水委員の斡旋により貸し手が見つかりました。
 - ・令和3年4月8日依頼 所有者：_____氏 (壬生甲)
対象農地：_____ 田 991㎡
_____ 田 1629㎡
※大橋委員の斡旋により買い手が見つかりました。
 - ・役場内クールビズについて
実施期間：5月1日(土)～10月31日(日)
服 装：ノーネクタイ、上着着用なし
 - ・「人・農地プランの実施化へ向けた取り組みマニュアル」について
パンフレットの配布
 - ・農業委員会活動記録簿について
4～6月分を6月末に提出をお願いします。
-

●議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。他に委員から発言はありますか。

(発言なし)

●議長 よろしいですか。それでは、以上を持ちまして、第10回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前 11 時 0 0 分閉会】

議事録署名委員

議 長

8 番

9 番
